

私の文化資源学という取り組み

小林真理

私が、文化資源学研究専攻という大学院の専攻に赴任したのは二〇〇四年であり、ちょうど一〇年を経過した。文化資源学研究専攻は、東京大学文学部の大学院人文社会科学系研究科の独立専攻の一つであり、二〇〇〇年に開設された、人文社会科学系研究科の中では新しい専攻の一つである。当時、文化資源学研究専攻は文化経営学コース、形態資料学コース、そして文字資料学コース（文献学、文書学）という三コースで組織されており、二〇一五年度から、後者の二つのコースを文化資源学コースに合体するという改組を行った。

文化経営学コースに赴任した私は、正直文化資源学ということが当時はよく理解できないまま、研究・教育に携わることになった。私以外の教員は皆、文化資源学というものを指向し、

ある方向性を明確に築いていたようにみえた。しかし、彼らがやろうとしていたことが私自身の中で消化されるまでには少し時間を要したように思う。なにぶんにも、私自身は政治学出身で、文学部の既存のディシプリンのようなものの姿を十分に理解していなかったこともある。ただ、文化資源学が追究しようとすることは、それが人文系であろうが、社会系であろうがそれほど違いがあるわけではないということに気づいたのも最近であるし、それを私なりに追求できるようになったと実感できるようになったのは、ここ数年のことである。

文化資源学研究専攻のホームページには、この専攻の目標として「人間が生み出すさまざまな文化を、既成の観念や既存の制度にとらわれず、「ことば」と「おと」と「かたち」を手掛

かりに、根源に立ち返って見直そうとする姿勢から生まれまし
た。多様な観点から文化をとらえ直し、新たな価値を発見・再
評価し、それらを活かしたよりよい社会の実現をめざす方法を
研究・開発しようとするものです」とある。私自身は、後半の
「それらを活かしたよりよい社会の実現をめざす方法」を検討
する文化経営学コースに属している。そもそも私自身は、文化
政策や文化行政の理論や制度について研究・教育を行ってきた。
このような研究を文献や海外との比較研究によって行ってきた
わけだが、十五年ほど前から地方自治体の文化政策を立案した
り、執行するための計画づくりに携わることが多くなってきた。
私自身が、地方自治体と関わる際に大事にしている事柄があ
る。それは、文化は誰のものか、誰が作り出してきたかという
視点であり、もう少し明確に書けば、文化を作りだしてきたの
はそれを護る（決して保守的な意味合いだけではない）努力を
してきた人や、その地域に住む人々であり、決して行政ではな
いという視点である。したがって地方自治体と仕事をする場合
も、「既存の」行政主導の、上から認めさせるためだけの条
例・計画づくりには関心はなかった。その地域の文化を根源か
ら問い直し、それらの担い手と行政の役割を認めながら、文化
政策や文化行政を行おうとする地方自治体に協力をしてきた。
しかしながら、これは決して簡単なことではない。

実際、国や地方自治体の行政文書の中に「文化資源」という
言葉が普通に使われるようになってきたのも、私が研究教育に
携わってきた年月に併走してきたように思う。行政内で一般化
するのは最近のことであるが、地方自治体の文化行政関連のキ
ーワードとして文化資源が最初に使われるようになったのは、
おそらく一九九〇年に首都圏文化行政研究会が発行した『新編
文化行政の手引き』文化行政は人々の楽しみをつくることがで
きるか？』（一九九〇年、公人の友社）の中にはないかと思う。
先進的な地方自治体で文化行政への取り組みが行われるようにな
ったのが一九七〇年代の半ばであったことを考えると、一九
九〇年は文化行政が地方自治体の行政施策のカタログに定着し
てきた時代といえる。実際に、一九七五年は、文化財保護法に
おいて伝統的建造物群保存地区という制度が追加され、経済的
な発展からは取り残されたが、文化的に価値があると考えられ
る全国各地に残る町並みの保存が図られるようになった。全国
の地方自治体が美術館や文化ホールを建設し出す時代がその後
に続く。それから後の一九九〇年代当時、地方自治体は文化に
は注目していたと考えられるが、それを誰が発掘して活用して
いくのかという視点にはまだ欠けていたのではないかと思う。
その中で、「文化行政は人々の楽しみをつくることができる
か？」という逆説的とも言える問いは、その後展開されるハ

コモノと行政批判とともに、文化行政の在り方自体を問い直す契機になったはずである。それは、地域の文化を発掘し、活用していくのは行政ではなく、地域に住んでいる住民、あるいは市民であるという考え方である。市民参加、市民参画、市民協働等々、様々な言い回しで市民と行政との関係を構築しようとしてみてきた。

文化ホールで市民参加型のミュージカルやオペラをやったり、フェスティバルのボランティア活動を通じて新たなボランティア概念を市民参画という言葉に変換させていったり、という動きがある中で、徐々に市民と行政との関係も変化してきたのは間違いない。文化振興や文化行政という場合に、いわゆる既存の芸術文化ジャンルと結びついて語られてきたし、その枠組みの中での実践が繰り返されてきた。そこで改めて気づかされたのが、芸術文化といわゆる生活文化の違いである。日本において、かつて生活文化といえは、日常の生活の中に息づいてきたお茶やお花、そして掛け軸を変えるなどの、習慣や風習に根付いたものと理解されてきたが、そのようなかつての生活文化は、むしろ芸術文化の領域へと変化して、現在の生活文化が確認されていない状況のように思えてきた。地域によって異なる、現代の生活文化とは何なのか。もう少し言い方を変えれば、地域に根ざした地域文化といったものはあるのだろうか

か。このようなことが気になるようになったのは、様々な地方自治体に関わらせてもらう中で、各地域の、発見されていない資源、あるいは雰囲気存在といってもよい。「発見されていない」というのは、地域の人たちに発見されていないものであり、あまり当たり前すぎて意識されたこともないようなものであり、それらを彼らは「文化」と称することにも首をかしげるようなことだということがわかってきた。これらを明らかにしない限りは、地域の文化振興の方針や計画は作ることはできないということを強く思うようになった。考えてみると至極当たり前のことであるのだが、これを行政と一緒に言うということは、実はとても困難を伴う作業なのである。

行政機関というのは基本的に、法律の枠組みの中で方針や計画を策定していく。組織についても、同様である。枠組みを超える思考というのが苦手である。たとえば、文化という領域一つとっても、文化財保護については、主に教育委員会で文化財保護法の枠組みの中で行政実務を執行していくのが基本である。文化芸術振興基本法という法律が二〇〇一年に制定されており、この法律において作り上げられた政策用語の「文化芸術」は、決して狭い内容ではなく、条文のタイトルから、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財、地域における文化芸術、とあり、個別の条文においては、

より詳細なジャンルが記されている。たとえば、「芸術」の条文の第八条においては、「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術」となっているし、「伝統芸能」の第一〇条は、「雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能」とあり無形の文化的活動で固有性を獲得したジャンルが並べられており、そうかと思えば「芸能」(第一条)は「講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能」となっている。芸能と伝統芸能を分けるのは、「我が国古来の」というところになるわけだが、「古来」とはいつからのことであろうか、等々。複雑極まりない「文化芸術」のジャンルを目の前にして、地方自治体は、「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第四条)ということになっており、どのように関わればよいのか実際のところわからないと考えるのは当然である。また、一般的な法の文言に加えて、やっぱりなのが、「地域の特性」を知るということである。よほどのことがない限り取り組みたくなひのが文化行政という政策領域なのではないか、と思わせる困難さが、この法律の中には含まれていると思うのである。

行政というのは、そもそも法体系によってマニュアル化され

ているものを、誰が行っても原則公平平等を追求していけるようになっていくところにその特性があり、個別の問題に対処するのが苦手である。文化の領域は、その個別の問題に入り込んでいく必要があることから、二〜三年ごとの異動が通例の行政の人事の中では実践しにくい領域である。そこで重要になるのが、住民の力ということになる。人事異動で変わっていく公務員の担当と異なり、この地域の住民であるという意識の高い人は、そうそうにそこから離れられない。彼らの方がよほど地域のことと真剣だし、文化の事細かい情報まで知っている。ところがこれらの住民とつきあうのが比較的苦手なのも公務員の特徴である。先にも書いたように、公務員は公平平等を原則としており、一人に優れた住民の人からの情報にあまりに左右されるのは、なにやらよくないと考えるわけである。

このような状況を改めて確認した上で、その地域の資源たりうる文化は何か、そしてそれを活用していくために住民の力を最大限発揮できるようにする環境とは何か、そこでの行政の役割(行政の変容も含む)とは何かということを考え続けてきたというのが私の文化資源学という取り組みということになる。そしてここまですべての地方自治体に関わって見えてきたことは、都市部であろうと中山間地域であろうと文化に関連して抱えている問題は似たものが出てくるが、それぞれの文化は異

なるので解決方法が異なるということである。どこまでこれか

ら方法を試せるか、それが私自身の課題なのだと思っている。
(こばやし まり／東京大学大学院人文社会科学系研究科文化資源学専攻准教授)